

目次

1	国民年金の仕組み	9
	①国民年金とは	9
	②被保険者	11
	③基礎年金番号	25
	④基礎年金番号通知書	27
	⑤保険料と基礎年金の費用	29
2	給付の種類と通則事項	43
	①給付の種類	43
	②被保険者期間	49
	③年金の請求	50
	④年金額の改定方法	52
	⑤年金額の端数処理, ⑥年金の支払い	54
3	老齢基礎年金	56
	①支給を受ける条件	56
	②従来 of 支給条件の特例措置	63
	③支給される年金額	79
	令和5年度老齢基礎年金額早見表	84
	④支給の繰上げ, 繰下げ	87
	⑤年金請求の手続	92
	⑥支給期間・年金額の改定など	107
4	障害基礎年金	108
	①支給を受ける条件	108
	②支給される年金額	119
	③年金請求の手続	120
	④支給期間・年金額の改定など	127
5	遺族基礎年金	132
	①支給を受ける条件	132
	②支給される遺族の範囲	136
	③支給される年金額	139
	④年金請求の手続	141
	⑤支給期間・年金額の改定など	153
6	第1号被保険者の独自給付	155
	①付加年金	155
	②寡婦年金	157
	③死亡一時金	163
	④特別一時金	168
	⑤短期在留外国人の脱退一時金	173
	⑥中国残留邦人等に対する国民年金の特例	175
	⑦特別障害給付金制度の概要	178
7	旧国民年金法による給付	182

旧老齢年金—182

- ①支給を受ける条件—182
- ②支給される年金額—186
- ③支給期間—187
 - 令和5年度旧老齢年金額早見表—188
- ④支給の繰上げ，繰下げ—190
- ⑤年金請求の手続—192

旧通算老齢年金—196

- ①通算の対象となる制度—196
- ②通算対象期間—198
- ③通算対象期間の計算—200
- ④通算対象期間の確認請求—201
- ⑤支給を受ける条件—202
- ⑥支給される年金額—205
 - 令和5年度旧通算老齢年金額早見表—206
- ⑦支給期間，⑧支給の繰上げ—208
- ⑨年金請求の手続—209

旧障害年金—213

旧母子年金—215

旧準母子年金—217

旧遺児年金—218

旧寡婦年金—219

老齢福祉年金—220

8 併給の調整—223

9 年金受給者の手続—227

①新法の年金受給者の主な手続—227

②新法年金受給者の主な手続—233

1. 引き続き年金を受けようとするとき—233 / 2. 氏名を変えたとき—235 / 3. 住所や受取機関を変えるとき—237 / 4. 年金証書をなくしたときなど—239 / 5. 年金を受けている人が死亡したとき—240 / 6. 死亡した人の未支給の年金を受けるとき—242 / 7. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合）—245 / 8. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と地方庁または共済組合等の組み合わせの場合）—250 / 9. 年金の支給停止事由がなくなったとき—255 / 10. 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき—258 / 11. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240

月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき—260 / 12. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき—262 / 13. 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが障害給付を受けられなくなったとき—263 / 14. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき—265 / 15. 特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき—268 / 16. 特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき—272 / 17. 加算額の対象者が婚姻したり死亡したとき等—275 / 18. 障害基礎年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—276 / 19. 受給権発生後に子を有するに至ったとき—279 / 20. 障害基礎年金受給者の障害の程度が軽快したとき—284 / 21. 障害基礎年金受給者が障害補償を受けるとき—285 / 22. 加算額の対象の子が障害の状態となったとき—286 / 23. 遺族基礎年金の受給権発生時の胎児が生まれたとき—288 / 24. 遺族基礎年金の受給権がある子が障害になったとき—290 / 25. 遺族基礎年金の支給停止期間が満了したときなど—292 / 26. 所在不明者の遺族基礎年金—295 / 27. 遺族基礎年金受給者が婚姻したときなど—297 / 28. 遺族基礎年金の受給権がある子が父または母と生計を同じくするようになったとき—298 / 29. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど—299 / 30. 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき—301 / 31. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金または寡婦年金の支給停止事由がなくなったとき等—303

③旧法の年金受給者の主な手続一覧—306

④旧法年金受給者の主な手続—308

1. 障害年金受給者の障害の程度が軽快したとき—309 / 2. 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき—310 / 3. 障害年金の支給停止期間が満了したとき等—312 / 4. 障害年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—314

10	未支給の年金給付	317
11	第三者行為と年金の調整	319
12	給付の制限など	322

①給付の制限、②時効、③受給権の保護・公課の禁止—322

④不服の申立て—323

13	社会保障協定による特例措置	324
	①社会保障協定の概要	324
	②社会保障協定による被保険者の取扱い	329
	③社会保障協定による給付の取扱い	336
14	国民年金基金制度の仕組み	346
	①基金の目的と組織	346
	②掛金と支給される年金・一時金	348
	③国民年金基金連合会	361
付録1 厚生年金保険の仕組みと給付		
1	厚生年金保険の仕組み	366
2	給付の種類と通則事項	384
3	特別支給の老齢厚生年金	399
4	65歳からの老齢厚生年金	432
5	障害厚生年金	442
6	遺族厚生年金	456
7	年金分割	474
8	旧厚生年金保険法による給付	482
9	沖縄の特例	497
	標準報酬月額・保険料月額表	503
	被用者年金一元化後の主な改正点	504
付録2 年金記録問題と特例措置		
1	年金記録問題について	524
2	「ねんきん特別便」	529
3	加入記録が年金給付に結びつく例	531
4	年金時効特例法について	534
5	年金記録の訂正請求手続について	539
6	遅延加算法について	542
7	厚生年金特例法について	543
8	延滞金軽減法について	545
9	「ねんきん定期便」	547
10	特定期間の保険料納付	549
11	特定事由に係る特例保険料の納付申出	551
「年金制度機能強化法」関連年金制度改正の概要		
1	被用者保険の適用拡大に係る改正	556
2	65歳未満の在職老齢年金制度の見直し	559
3	65歳以上の在職定時改定の導入	560
4	受給開始時期の選択肢の拡大	561
5	その他の改正事項	565
	(附) 受給資格期間の短縮について	569

3 老齢基礎年金

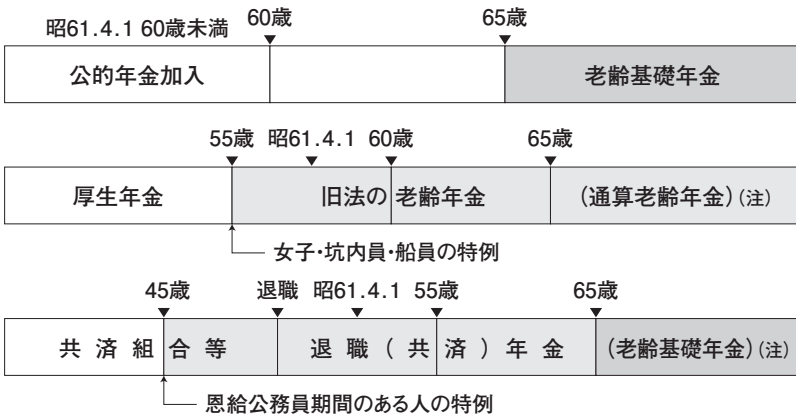
1 支給を受ける条件

◆保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。



老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間または免除期間があって、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。（法26, 法附9）

なお、①大正15年4月1日以前に生まれた人（昭和61年4月1日に60歳以上の人）、②大正15年4月2日以後に生まれた人で昭和61年3月31日に被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者である人は、旧法の老齢年金（または通算老齢年金）が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、昭和61年3月31日に共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月2日以後に生まれた人については、老齢基礎年金が適用されることになっています。（改附6031）

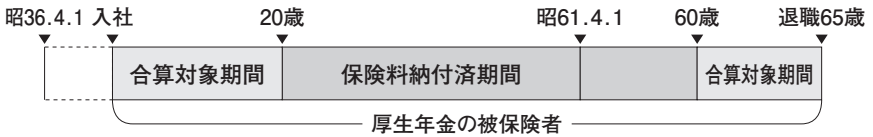


(注) 国民年金の保険料納付済期間または免除期間がある場合に支給されます。

<保険料納付済期間>

保険料納付済期間は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間や第2号被保険者または第3号被保険者であった期間です。（法5-1）

なお、第2号被保険者については、当分の間、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間とされ、20歳前および60歳以後の期間は、合算対象期間とされます。（改附608-4）



<保険料免除期間>

第1号被保険者が保険料を免除された期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。（法5-2～6）

学生納付特例、納付猶予も免除期間とみなされますが、老齢基礎年金の額を計算するうえでは算入されません。

<合算対象期間>

国民年金の被保険者とならなかった、次の20歳以上60歳未満の期間です。（法附9-1）

- (1) 老齢（退職）年金を受けられる人であった期間
- (2) 日本人で海外に在住していた期間
- (3) 日本に帰化した人、永住許可などを受けた人の海外に在住していた期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間（改附608-5①）

この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合には、その基礎としないいわゆる「カラ期間」です。

また、平成3年4月1日から、20歳以上の学生は強制適用の第1号被保険者となりましたが、平成3年3月までの学生が国民年金に任意加入しなかった期間も合算対象期間となります。（改附平成4-1）

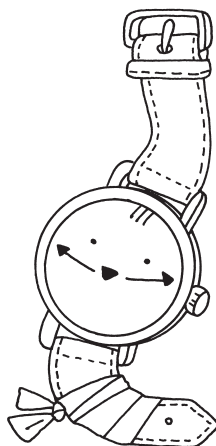
4 障害基礎年金

1 支給を受ける条件

◆障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給されます。

◆被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されます。

◆ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（初診日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



■障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の3つの条件がそろえば支給されます。（法30）

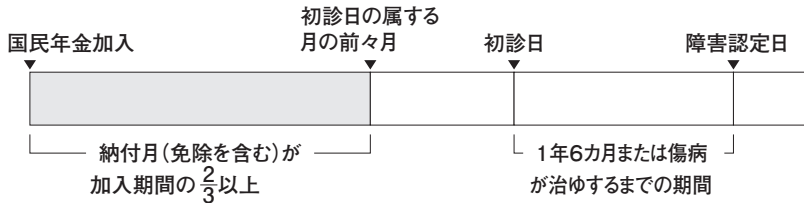
- (1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）において、①国民年金の被保険者であるとき、または②国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人を含みます・措置令(6)41）が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき
- (2) 初診日から1年6カ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級（118頁参照）に該当すること
- (3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

なお、昭和61年3月31日において旧国民年金法による障害年金の受給権があ

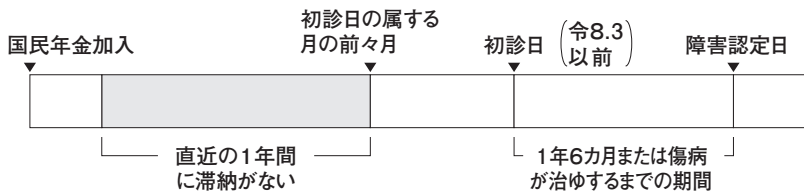
る人には障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。(改附6032)

<保険料納付要件等>

- (1) 障害基礎年金を受けるためには、障害の原因となった病気・けがの初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています(ただし、初診日に65歳未満でなければなりません)。(改附6020)



ただし、病気やけがの初診日が平成3年4月30日までのものについては、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月(1月、4月、7月、10月)の前月まで」となっています。これは国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されたことによるものです。(改附6021)



5 遺族基礎年金

1 支給を受ける条件

◆遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。

◆ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（死亡日が、令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



■遺族基礎年金を受ける条件

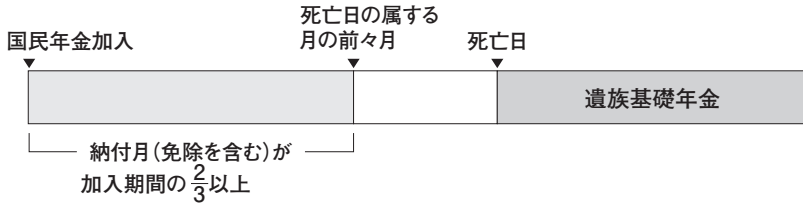
遺族基礎年金は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。（法37）

- (1) 国民年金の被保険者であること
- (2) 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に厚生年金保険・船員保険の被保険者または共済組合等の組合員または加入者であった人を含みます。措置令(6)45）で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること
- (3) 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算して25年以上ある人に限られます）であること
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算して25年以上ある人）であること

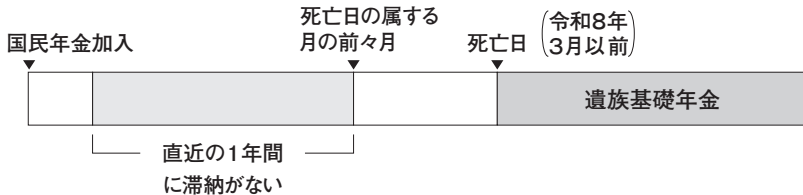
ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合で、その人が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

<保険料納付要件>

- (1) 国民年金の被保険者である人が死亡した場合、遺族基礎年金を受けるためには、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8年3月31日以前に死亡した場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、死亡日に65歳未満でなければなりません）。（改附6020）



また、死亡日が平成3年4月30日までのものは、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」とし、国民年金の保険料が毎月納付となったことにともない、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されています。（改附6021）



旧老齡年金

令和5年度旧老齡年金額早見表 (表7-4)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
0年											481,620	500,292	518,964
1年										452,461	472,473	492,263	511,880
2年									423,302	444,655	465,561	486,123	506,416
3年								394,143	416,836	438,860	460,367	481,470	502,248
4年							364,984	389,018	412,158	434,611	456,523	478,004	499,134
5年						335,825	361,199	385,457	408,854	431,577	453,760	475,504	496,886
6年					306,666	333,381	358,755	383,098	406,631	429,516	451,874	473,799	495,362
7年				277,507	305,562	332,054	357,342	381,685	405,272	428,245	450,711	472,756	494,446
8年			248,348	277,744	305,352	331,586	356,739	381,028	404,615	427,624	450,151	472,272	494,048
9年		219,189	249,925	278,651	305,829	331,793	356,784	380,985	404,536	427,545	450,097	472,262	494,093
10年	190,030	222,107	251,949	280,073	306,847	332,540	357,356	381,449	404,939	427,923	450,475	472,658	494,521
11年	194,288	225,248	254,317	281,900	308,296	333,726	358,361	382,334	405,748	428,689	451,222	473,405	495,282
12年	198,546	228,560	256,954	284,052	310,097	335,274	359,728	383,574	406,902	429,787	452,289	474,458	496,335
13年	202,804	232,008	259,808	286,467	312,186	337,122	361,399	385,116	408,351	431,172	453,633	475,777	497,644
14年	207,062	235,564	262,837	289,099	314,517	339,225	363,329	386,916	410,056	432,808	455,220	477,332	507,800
15年	211,320	239,208	266,011	291,911	317,050	341,543	365,481	388,940	411,983	434,662	457,020	487,488	517,956
16年	215,578	242,924	269,305	294,876	319,756	344,045	367,824	391,158	414,104	436,708	467,176	497,644	528,112
17年	219,836	246,700	272,701	297,970	322,610	346,707	370,333	393,546	416,396	446,864	477,332	507,800	538,268
18年	224,094	250,527	276,183	301,174	325,591	349,508	372,989	396,084	426,552	457,020	487,488	517,956	548,424
19年	228,352	254,397	279,739	304,475	328,683	352,431	375,772	406,240	436,708	467,176	497,644	528,112	
20年	232,610	258,303	283,359	307,859	331,873	355,460	385,928	416,396	446,864	477,332	507,800		
21年	236,868	262,242	287,034	311,315	335,148	365,616	396,084	426,552	457,020	487,488			
22年	241,126	266,209	290,758	314,836	345,304	375,772	406,240	436,708	467,176				
23年	245,384	270,200	294,524	324,992	355,460	385,928	416,396	446,864					
24年	249,642	274,212	304,680	335,148	365,616	396,084	426,552						
25年	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772	406,240							

令和5年度旧通算老齡年金額早見表(表7-8)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0年	0	30,468	60,936	91,404	121,872	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148
1年	10,156	40,624	71,092	101,560	132,028	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304
2年	20,312	50,780	81,248	111,716	142,184	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460
3年	30,468	60,936	91,404	121,872	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616
4年	40,624	71,092	101,560	132,028	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772
5年	50,780	81,248	111,716	142,184	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460	385,928
6年	60,936	91,404	121,872	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616	396,084
7年	71,092	101,560	132,028	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772	406,240
8年	81,248	111,716	142,184	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460	385,928	416,396
9年	91,404	121,872	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616	396,084	426,552
10年	101,560	132,028	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772	406,240	436,708
11年	111,716	142,184	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460	385,928	416,396	446,864
12年	121,872	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616	396,084	426,552	457,020
13年	132,028	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772	406,240	436,708	467,176
14年	142,184	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460	385,928	416,396	446,864	
15年	152,340	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616	396,084	426,552		
16年	162,496	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304	375,772	406,240			
17年	172,652	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992	355,460	385,928				
18年	182,808	213,276	243,744	274,212	304,680	335,148	365,616					
19年	192,964	223,432	253,900	284,368	314,836	345,304						
20年	203,120	233,588	264,056	294,524	324,992							
21年	213,276	243,744	274,212	304,680								
22年	223,432	253,900	284,368									
23年	233,588	264,056										
24年	243,744											

年金額 = (2,539円×納付月数) + (2,539円×免除月数× $\frac{1}{3}$)

年金額早見表

(単位：円)

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
365,616	396,084	426,552	457,020	487,488	517,956	548,424	578,892	609,360	639,828	670,296	700,764	731,232
375,772	406,240	436,708	467,176	497,644	528,112	558,580	589,048	619,516	649,984	680,452	710,920	
385,928	416,396	446,864	477,332	507,800	538,268	568,736	599,204	629,672	660,140	690,608		
396,084	426,552	457,020	487,488	517,956	548,424	578,892	609,360	639,828	670,296			
406,240	436,708	467,176	497,644	528,112	558,580	589,048	619,516	649,984				
416,396	446,864	477,332	507,800	538,268	568,736	599,204	629,672					
426,552	457,020	487,488	517,956	548,424	578,892	609,360						
436,708	467,176	497,644	528,112	558,580	589,048							
446,864	477,332	507,800	538,268	568,736								
457,020	487,488	517,956	548,424									
467,176	497,644	528,112										
477,332	507,800											
487,488												

この表のみかた

- 国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによります。
- 横の年数は、保険料納付済期間の年数です。
- 縦の年数は、保険料免除期間の年数です。
- 該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
0年	0	45,696	91,392	137,088	182,784	228,480	274,176	319,872	365,568	411,264
1年	15,232	60,928	106,624	152,320	198,016	243,712	289,408	335,104	380,800	
2年	30,464	76,160	121,856	167,552	213,248	258,944	304,640	350,336		
3年	45,696	91,392	137,088	182,784	228,480	274,176	319,872			
4年	60,928	106,624	152,320	198,016	243,712	289,408				
5年	76,160	121,856	167,552	213,248	258,944					
6年	91,392	137,088	182,784	228,480						
7年	106,624	152,320	198,016							
8年	121,856	167,552								
9年	137,088									

明治44年4月1日以前に生まれた人
 年金額 = (3,808円×納付月数) + (3,808円×免除月数× $\frac{1}{2}$)

9 年金受給者の手続

◆国民年金の年金の受給権者は、年に一回、日本年金機構に現況届を提出するなど、定められた手続を行うことになっています。

◆昭和60年改正法の施行に伴い、これらの手続は、新法・旧法でそれぞれ異なったものとなっています。



1 新法の年金受給者の主な手続一覧

◎新法の年金受給者が提出する届書は、次のとおりです。なお、現況届の提出先は日本年金機構本部（〒168 - 8655 東京都杉並区高井戸西3 - 5 - 24）ですが、その他の届書の提出先は市区町村役場などです。

◎一覧表の「主な添付書類」の項目に「※」を記してある届出については、医師または歯科医師の診断書（用紙は市区町村役場にありますが）等を添える必要のある場合があります。

すべての年金に共通するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
引き続き年金を受けようとするとき	年金受給権者現況届	※	233
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合・注1）	年金受給選択申出書 (日本年金機構) (第201号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	245
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組み合わせの場合・注2）	年金受給選択申出書 (第202号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	250

新法年金受給者の手続

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
死亡した人の未支給の年金を受けるとき	未支給年金・未支払給付金請求書（第514号、次の第515号と同じ綴りになっている）	死亡した人との身分関係を明らかにする書類、死亡届（次欄）と同じ書類、未請求の場合は裁定請求書等 ※	242
年金を受けている人が死亡したとき	受給権者死亡届（第515号）	死亡した人の年金証書、死亡の事実を明らかにする書類等	240
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書、（戸籍の抄本等）	235
住所を変えるとき	年金受給権者住所変更届		237
受取機関を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届		
年金証書をなくしたときなど	年金証書再交付申請書	（き損の場合は年金証書）	239

（注1）たとえば、旧国民年金法の老齢年金または障害年金の受給権者が新法の遺族基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

（注2）たとえば、旧法による共済組合の遺族年金の受給権者が新法の老齢基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

老齢基礎年金に関するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
年金の支給停止事由がなくなったとき	老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届（第207号）	年金証書、戸籍の謄本等、支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにする書類等 ※	255
配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき	老齢基礎年金額加算開始事由該当届（第222号）	戸籍の抄本等、配偶者の年金の給付内容を証する書類	258

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額不該当届（第223号）		260
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由該当届（第224号）		262
障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが障害給付を受けられなくなったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由消滅届（第225号）	年金証書、戸籍の抄本等、障害給付を受けられなくなったことを証する書類	263
老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき	老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書（第233号）	年金証書、基礎年金番号通知書等、戸籍の抄本	265
特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき	特別支給の老齢厚生年金受給権者老齢基礎年金支給繰上げ請求書（第234号）	特別支給の老齢厚生年金の年金証書等	268
特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき	老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（第235-1号）	特別支給の老齢厚生年金の年金証書、基礎年金番号通知書等	272